

↓ 当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<http://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

検体検査実施料新規収載等のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 19 年 8 月 31 日付け「保医発第 0831002 号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、次項の項目につき検体検査実施料が平成 19 年 9 月 1 日より新規適用され、また算定条件が追加されましたので取り急ぎご案内申し上げます。

宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

「検査実施料」の新規収載

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	備考	注
D014 自己抗体検査						
18	血清中抗BP180NC16a抗体	ELISA法	270	免疫 144	検討中	*1

[注]

- *1：ア 血清中抗 BP180NC16a 抗体は、区分「D014」自己抗体検査の「18」の抗デスモグレイン 3 抗体に準じて算定できる。
- イ 血清中抗 BP180NC16a 抗体は、ELISA 法により、水疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。

算定条件の追加

区分	点数区分	検査項目名	実施料	判断区分 判断料
D006 出血・凝固検査	22	フィブリンモノマー複合体定量精密測定	240	血液 135

- ア フィブリンモノマー複合体定量精密測定は、DIC、静脈血栓症又は肺動脈血栓塞栓症の診断及び治療経過の観察のために実施した場合に算定する。
- イ フィブリンモノマー複合体定量精密測定、「19」のトロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体 (TAT) 精密測定及び「20」のプロトロンビンフラグメント F1+2 精密測定のうちいずれか複数を同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。

D023 微生物核酸同定・定量検査	3	淋菌核酸増幅同定精密検査	210	微生物 144
-------------------	---	--------------	-----	------------

- ア 淋菌核酸増幅同定精密検査と本区分「2」の淋菌核酸同定精密検査、「D012」感染症免疫学的検査の「21」の淋菌同定精密検査又は「D018」細菌培養同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- イ 淋菌核酸増幅同定精密検査は、LCR 法による増幅と EIA 法による検出を組み合わせた方法、PCR 法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又は SDA 法による。淋菌核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、SDA 法については咽頭からの検体も算定できる。

※下線部追加